

エルタックス eLTAX

エルタックスは地方税に関する手続をインターネットを利用して簡単に行うシステムです。

平成24年11月26日
からご利用いただけます！



イメージキャラクター エルレンジャー

秦野市で地方税の電子申告受付開始！

ご利用いただける手続

●個人住民税

電子申告 給与支払報告書
特別徴収関連手続

電子申請・届出 特別徴収義務者の
所在地・名称変更届出書

●法人市民税

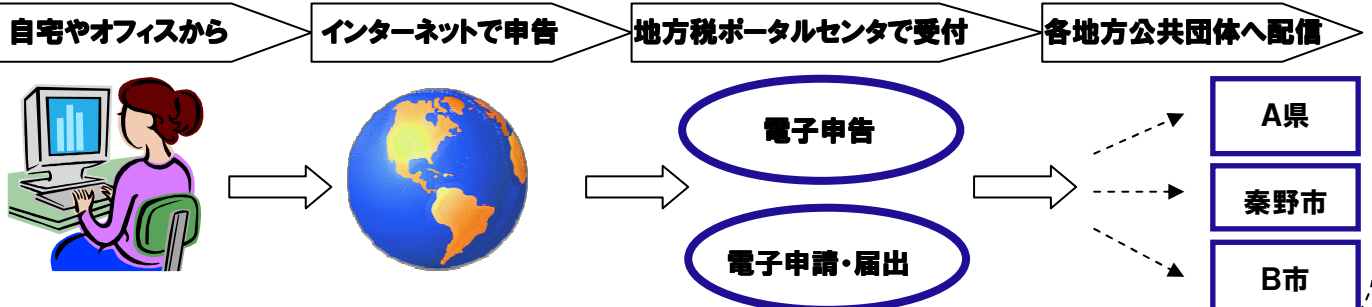
電子申告 中間申告、確定申告
修正申告等

電子申請・届出 法人設立・設置届出
異動届出

●固定資産税(償却資産)

電子申告 償却資産申告

電子申告の流れ



eLTAXのご利用時間は午前8時30分～午後9時です。(土日祝日、年末年始を除きます。)

eLTAXの利用によるメリット

- ① 自宅やオフィスからインターネットで簡単に「申告」できます。
- ② 複数の地方公共団体への申告をまとめて送信できます。(eLTAX参加団体に限りです。)
- ③ 市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。(eLTAX対応ソフトに限りです。)
- ④ eLTAX用ソフト(PCdesk)で申告書が簡単に作成できます。

電子申告、電子申請・届出 ご利用の流れ

電子申告の手続

eLTAXホームページで、利用者IDを取得します。(下記参照)
電子申請・届出のみのご利用の場合、利用者IDを取得しなくてもご利用できます。

PCdeskまたはeLTAX
対応ソフトウェアを入手

申告、申請・届出データを作成します。

電子証明書を使用し、電子署名を
添付します。(※1 添付省略で
きる場合があります。)

申告、申請・届出データを送信します。

電子申請・届出の手続

eLTAXホームページで、作成する
申請・届出書を選択し、提出先を選択。
利用者情報を入力・確認します。

電子証明書を使用し、電子署名を
添付します。(※2 添付省略で
きる場合があります。)

- ※1 税理士に申告書等の作成・送信を依頼されている納税者の場合、納税者の電子証明書は不要です。
※2 税理士に電子申請・届出の作成・送信を依頼されている納税者の場合、納税者の利用者IDがあれば、納税者の電子証明書は不要です。

利用届出(新規)手続・利用者ID取得の流れ

利用者IDは1つ取得すれば、複数の地方公共団体へ申告できます。既に利用者IDをお持ちの場合は、利用届出「変更」を行ってください。

- ① 電子証明書を取得します。
公的個人認証局、商業登記認証局、日本税理士会連合会電子認証局、特定の認証局が発行した電子証明書が必要です。(※1、2 省略できる場合があります。)
利用可能な電子証明書については、eLTAXホームページでご確認下さい。
- ② eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)から利用届出(新規)手続を行います。
- ③ 提出先の地方公共団体を選択し、利用届出を作成し、提出します。
送信結果を確認したら終了です。利用者IDと仮暗証番号が表示されたら印刷して保管して下さい。
なお、このIDは提出先の受付審査が完了した時点で利用可能となります。

eLTAXご利用についてのお問い合わせは
eLTAXヘルプデスクへお願いします。

電話のお問い合わせ 0570-081459
IP電話・PHS 03-5765-7234
※午前8時30分～午後9時
(土日祝日・年末年始除く)

<http://www.eltax.jp/> お問い合わせ窓口

申告に関するお問い合わせ先

個人住民税：市民税課市民税班(0463-82-5130)
法人市民税：市民税課税制収納管理班(0463-82-5129)
固定資産税(償却資産)
：資産税課家屋償却資産班(0463-82-7391)